

### 13 電話による強引勧誘

消費者の意に反して、反復して電話をし、執ように又は威圧的な言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



### 14 不適正な電気通信手段による勧誘

消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を介して一方的に広告等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



### 15 アポイントメントセールスによる強引勧誘

消費者を電話等により営業所その他の場所へ誘引し、執ように又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



### 16 キャッチセールス等による強引勧誘

路上その他の公共的な場所において、消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、執ように又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



### 17 心理的不安に乗じる勧誘

消費者の不幸を予言し、又は消費者の生活上の不安をことさらにあおる等、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



### 18 心理的負担に乗じる勧誘

商品又はサービスを販売する目的で、無料検直、親切行為等、無償で商品又はサービスを提供すること等により、消費者の心理的な負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 19 催眠商法による不適正な勧誘

主たる販売目的以外の商品又はサービスを無償若しくは著しい廉価で提供して、又は提供するといって消費者を集め、閉鎖的な場所で、不当に購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 20 次々販売による不適正な勧誘

消費者の意に反して、同一の消費者に対し商品又はサービスを次々と続けて販売したり、あるいは更新させるために契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 21 従前取引情報の不適正な利用による勧誘

消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、又は過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのよう告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 22 契約書面への虚偽表示の教唆

契約書面等に年齢、職業、収入等を偽って記入するよう消費者をそそのかして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 23 資金調達の強要

消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等の融資先からの借入れその他信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 24 拒絶した者への再勧誘

消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## 25 法令違反の疑い

法令に違反する疑いのある方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

## 不適正な取引行為 不当な契約内容 (条例第16条第1項第2号)

消費者に著しい不利益を与える不当な内容の契約を締結させる行為

### 1 事業者の虚偽表示等

商品又はサービスの販売に際し、事業者の住所、氏名、連絡先等を明らかにせず、又は偽った内容の契約を締結させる行為



### 2 契約書面への虚偽表示

消費者が購入の意思表示をした主たる商品又はサービスとは異なるもの、又は消費者が表示した年齢、職業、収入等とは異なった事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる契約を締結させる行為



### 3 不当な過量販売・長期契約

消費者が当面必要としない不当に過大な量の商品又はサービス、又は不当に長期にわたって供給される商品又はサービスの購入を内容とする契約を締結させる行為



### 4 不当な免責特約

消費者に著しく不利となるような事業者の免責特約のある契約を締結させる行為



## 5 一方的な契約変更の定め

消費者に著しく不利となるような契約条件の変更を、事業者が一方的に行うことができる契約を締結させる行為



## 6 不当な違約金の定め

解約に際し、不当な違約金を求める内容の契約を締結させる行為



## 7 解約等の不当な制限の定め

法令等に認められた消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをすることができる権利を制限して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる契約を締結させる行為

(パソコン教室)



## 8 不当な裁判管轄の定め

当該契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた契約を締結させる行為



## 9 名義借り契約

消費者に名義の貸与を求め、これを使用して債務を負担させる契約を締結させる行為



## 10 過剰与信と一体となった契約

商品又はサービスの購入に伴って消費者の受ける信用(以下「与信」という。)が、その返済能力を著しく超えることを知り、又は知りうべきであったにもかかわらず、そのような与信と一体をなした契約を締結させる行為

